

令和7年度第2回あま市総合教育会議 議事要旨

日時：令和8年1月26日（月）
午後3時から午後4時10分まで
場所：あま市役所 3階 災害対策室2

1 出席者等

あま市	1名（村上市長）
教育委員会	6名
事務局	15名
傍聴者	3名

2 議題

(1) 学校プール水泳事業のあり方に係る第1回会議後の経過報告

【説明要旨（市）】<資料1_参照>

令和7年度予算編成の最終査定において、学校プール及び水泳事業のあり方については継続検討と整理され、民間プール活用の可否や水泳授業の実施の是非について総合教育会議で検討することとされた。そのため今年度は最低限の修繕により施設の使用を継続しつつ、今後の方向性を整理する検討期間と位置付けている。

令和7年7月1日の第1回総合教育会議では、学校プールの老朽化を前提として、水泳授業の今後のあり方について意見交換を行った。主な論点として、水泳授業を廃止する場合の対象について中学校のみとするのか小中学校とするのか、また実施時期をどのようにするのか、さらに民間プール施設への委託については対象範囲や段階的移行の可能性などが整理された。

また、市長及び教育委員会双方から、小学校では特に低学年を中心に水泳授業継続の意義がある、教員の多忙化や事故リスク軽減の観点から民間委託も有効、中学校では将来的に廃止を検討する可能性といった意見が示され、直ちに結論を出すのではなく、令和8年度予算編成過程の中で具体的整理を進めることが確認された。

その後、教育委員会へのヒアリングや予算査定を通じて検討を進め、水泳授業の教育課程上の位置付け、学校プールの老朽化、維持管理費の増加、教員の負担、事故リスク、民間プール活用の可能性などを踏まえ、複数の選択肢を並行して整理してきた。

その後の令和8年度予算編成過程においては、教育委員会へのヒアリングや予算査定を通じ、水泳授業の実施方法について整理が行われ、対象とする学校段階や学年の考え方、学校プール改修・更新の必要性と授業実施方法との関係、民間プール施設の受入可能性や実施時期といった観点について確認が行われた。

今後の検討にあたっては、教育的意義、児童生徒の安全確保、教員の負担軽減、施設老朽化と財政的持続可能性の4つの観点を基軸として、段階的に方向性を整理していくこととしている。

【意見交換要旨】

▼ 市長

学校プールの問題は、教育、財政、安全、教員負担など複数の要素が重なる難しい課題である。多くの施設が老朽化しており、従来どおりの施設維持は困難な状況にある。一方で、水泳授業は小学校段階での水難事故防止や基礎技能習得の観点から重要な教育的意義を有している。

第1回総合教育会議で整理された論点を基点として、令和8年度予算編成過程において教育委員会及び市長部局など、関係課が連携しながら検討を重ねてきた結果が確認された。

水泳授業の廃止か民間委託かという二者択一ではなく、対象学年や実施方法、実施時期などを組み合わせながら段階的に整理していくことが現実的である。教育的意義、安全確保、教員負担、財政負担の各視点のバランスを取りながら、持続可能な形を検討していく必要がある。

今後については、今回の検討をもって直ちにすべての結論を出すのではなく、小学校及び中学校の学校段階や学年ごとの整理、施設更新との関係などを踏まえながら継続的に検討していく必要がある。また、教育委員会には教育的観点からの専門的検討を求め、市長部局としては財政状況や公共施設マネジメントとの整合を図りながら連携して持続可能な仕組みを模索していく。今回の整理は本市としての方向性を検討する上での重要な節目である。

▼ 教育委員会

初歩的な質問として、現在の小中学校における学校プールの使用状況について確認したい。水漏れなどの状況があるとの話も聞いているが、既に使用できない施設があるのかを把握する必要がある。

▼ 事務局（教育委員会）

市内では7校で漏水が常態化しているが、現在は水を補充しながら使用している。

また、美和小学校ではプール槽で児童がけがをした事例があり、現状のままでは来年度は使用できないため改修が必要な状況となっている。多くの施設が耐用年数30年を超え、40から50年以上経過しており、60年に迫る施設もあるなど老朽化が進んでいる。

▼ 教育委員会

美和小学校で発生した児童のけがについて、どのような状況でどのようなけがが生じたのか理解できていないため、プールの破損などが原因で発生したものなのかも含め、詳細を確認したい。

▼ 事務局（教育委員会）

美和小学校では、プール槽底面の塗装が剥離した箇所で児童が足を切り、剥離した部分が皮膚に入り込むような比較的深いけがが発生した。

▼ 教育委員会

先日の教育委員会でもこの話題が取り上げられた。民間委託の場合、プール水の出し入れやオーバーフローによるごみの除去、薬品管理などに係る教員の負担軽減につながる。また、専門的な知見を持つ指導員による指導が可能となる点は、子どもたちにとっても効果的であるとの認識が共有された。一方で、予算面に加え、移動時間により授業時間が減少することや、修繕費・改修費との兼ね合いなどの課題もあり、慎重に検討する必要がある。

▼ 教育委員会

美和小学校で児童のけがが発生したことを踏まえると、市内の学校プールは老朽化が進んでおり、他校でも同様の事故が起こる可能性があると考え。そのため、可能であれば民間委託を進めていくことが望ましいと思う。また、民間委託により専門的な指導が受けられる点や、温水プールにより年間を通じた実施が可能となる点は利点であると感じる。一方で、実施時期や方法については検討が必要であり、段階的に進めていくことが現実的ではないかと考える。

また、水泳指導は命に関わる重要な教育であるため、小学校では実技を通じて水に慣れる機会を確保することが重要であり、中学校でも事故防止の観点から何らかの指導を行う必要があると考える。

当面は学校プールと民間プールを併用しながら、修繕費との関係も踏まえて段階的に民間活用を進め、必要な費用について試算しながら検討していく必要があると考える。

▼ 教育委員会

学校プールが使用可能な学校では当面使用し、修繕費を施設改修に充てるのか、民間委託に充てるのかを検討する必要がある。また、すべての学校を一斉に民間委託へ移行することは難しいため、使用できないプールがある学校から段階的に民間委託へ移行する方法も考えられる。水泳指導は命に関わる重要な教育であり、小中学校を通じて継続すべきである。当面は学校プールと民間プールを併用しながら実施し、将来的な民間活用の拡大も視野に入れつつ、必要となる費用について市として試算しながら検討すべきである。

▼ 教育委員会

第1回会議でも多くの意見を述べており、事務局内でも議論が行われていることを踏まえ、市長の発言のとおり、学年や学校段階ごとの整理を含め中長期的に検討していく方向で、事務局と調整しながら進めていけばよいと考える。その方向で進めてほしい。

▼ 教育委員会

民間委託により専門的な教育を受けられる点は魅力的だと感じる。

ただし、民間事業者によって指導内容に差が生じる可能性もあるため、学校間で教育内容に不平等が生じないように、教育委員会が指導体制をしっかりと確認していく必要があると感じる。

(2) 森地区の学区変更

【説明要旨（教育委員会）】<資料2_参照>

甚目寺東小学校区の森地区は通学距離が長く、正則小学校への学区変更が過去に検討されたが、平成29年度に地域の反対により白紙撤回となった経緯がある。令和7年度には遠距離通学における熱中症対策として通学バス導入の嘆願書が提出された。これを受け、教育委員会では、クールネックリング用冷凍冷蔵庫の設置、学校敷地内への自動販売機設置、森児童館を下校時のクーリングシェルターとして活用などの対策を検討し、令和8年度からの実施を予定している。

また、通学距離が一定距離以上あり、指定校よりも通学距離が短くなる学校がある場合には指定学校変更申請を認めることを検討しているが、多数の申請があった場合には教室不足の可能性があるため、受入上限の設定などを研究している。

特に、森七丁目・八丁目の児童の多くが指定学校変更を希望する状況となった場合には、森地区の学区を正則小学校区へ変更することも検討課題としているが、児童数の適正化の観点から、甚目寺地区及び新居屋地区のうち福田川より東側の区域を、甚目寺西小学校区から甚目寺東小学校区へ変更することも将来的に検討していく考えである。

【意見交換要旨】

▼ 市長

甚目寺東小学校区のうち、特に通学距離が長い森地区の児童を取り巻く状況については、近年の猛暑や熱中症リスクを踏まえ、改めて課題整理を行う必要があると考える。通学距離の長さは、特に低学年の児童にとって身体的負担が大きく、保護者や地域からも意見が出ている現実があるため、夏季の安全面への配慮は子どもの命と健康を守る上で非常に重要であると認識している。

また、平成29年度に同様の学区変更について検討した際、在校生や地域からの反対により白紙撤回となった経緯もあることから、今回の検討に当たっては過去の経緯を十分踏まえ、丁寧な説明と慎重な対応が欠かせないと考える。学区変更や指定校見直しについては、通学距離だけでなく、学校施設の受入体制、教室数、学年構成の変化が教育環境に及ぼす影響、地域との関係性など、複数の要素を総合的に整理する必要があると考えている。

今回示された指定校変更申請の許可基準の見直しや、多数申請時の対応、学区全体の整理については、現時点で特定の方向性を決定するものではなく、今後の検討に向けた論点整理の段階と受け止めている。今後は、個別の対症的な対応を前提とするのではなく、学校全体の配置や受入のあり方を含め、学校教育環境としてどのような整理が望ましいかという視点で検討を深めることが重要だと考える。何よりも児童の安全確保が最優先であるため、教育委員会には、学校教育の実情、学校施設の受入能力、学区変更がもたらす影響などについて客観的な整理を進めてほしいと考える。その上で、市としてどのような対応が現実的か、また長期的に持続可能かについて、教育委員会と市長部局が情報共有しながら段階を追って検討していくべきだと認識している。

▼ 教育委員会

通学区域は、児童が最も近く安全に通える学校とすることが望ましいと考えている。ただし、森地区の学区変更については、過去に提案された際に地域の理解が得られず白紙撤回となった経緯があるため、猛暑対策を理由に直ちに学区変更を行うことについては、地域の理解を得ることが難しいのではないかと感じている。

また、合併後の状況変化や道路整備などにより、本来は近くに学校があるにもかかわらず遠い学校へ通わなければならない地区もあることから、将来的には市全体の学区のあり方についても見直しを検討する必要があるのではないかと思う。

現段階では、まずは事務局が検討している指定学校変更制度を活用し、指定校より近い学校へ通いたいという希望がある場合には柔軟に対応できる仕組みを導入することが一つの方法ではないかと考える。

森七丁目・八丁目については正則小学校の方が近いものの、すべての児童が移動すると教室不足などの問題が生じる可能性もあるため、まずはできる範囲の対応から進め、その状況を踏まえて今後の学区のあり方を改めて検討していくことが必要ではないかと考えている。

いずれにしても通学区域は市町村が定めるものであるため、地域住民へ丁寧に説明を行い、指定学校変更制度など現在の仕組みについても理解を得ながら、段階的に対応を進めていくことが望ましいと感じている。

▼ 教育委員会

今の意見には私も賛成である。ただし、熱中症は待ってくれるものではないため、できるだけ早く対応を進める必要があるのではないかと感じている。正則小学校への指定学校変更を希望する児童が多く出た場合、受入人数には限界があると聞いているため、正則小学校が何人まで受け入れ可能なのかを早めに算定する必要があるのではないかと思う。

また、受入人数を超えて希望者が出た場合、希望しても入れない児童が出てくる可能性があるため、抽選とするのか、低学年を優先するのかなど、受入方法のルールについても教育委員会として整理しておく必要があるのではないかと考える。

いずれにしても、正則小学校への指定学校変更ができるだけ早く実施できるような仕組みを整えることが必要ではないかと思う。あわせて、森地区だけでなく、他の学校においても熱中症対策は重要であるため、クールネックリングを冷やすための冷凍冷蔵庫の設置など、下校時の暑さ対策についてもできるだけ早く対応してもらえればよいのではないかと感じている。

▼ 教育委員会

以前、甚目寺東小学校と正則小学校の地区委員会で検討が行われ、その際には当面は学区変更ではなく学校間交流を行うという提案があったと記憶しているが、その学校間交流が実際に実施されてきたのか確認したい。

▼ 事務局（教育委員会）

学区変更の代替として学校間交流を進めていく方向性は示されていたが、その後すぐに新型コロナウイルスの影響で接触を控える状況となり、交流は進められていない状況である。

▼ 教育委員会

コロナ禍で新たな取組が進められなかった事情は理解できるが、猛暑が続く現在の状況を考えると、児童のことを思えばできるだけ速やかに対応を進めてあげたいという思いが強い。委員が述べたような対応も含め、可能な対策を早急に検討し実施していくことが必要ではないかと感じている。

▼ 事務局（市）

通学距離だけで判断できる問題ではなく、学校施設の受入体制、教室数、学年構成の変化など様々な要素を整理する必要があると考える。また、指定学校変更申請の許可基準の見直しなども含め、今後に向けた論点整理を進めていく必要があるとし、この議題はここで終了する。

▼ 市長

本日の各議題について教育委員から多くの貴重な意見をいただいたことに感謝する。出された意見については持ち帰り、速やかに整理したうえで、今後の事業にできる限り反映させていきたいと考えている。

今後も教育委員の協力を得ながら、総合教育会議を通じてあま市の教育行政を進めていきたい。

3 その他

(1) **公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要**

【説明要旨（教育委員会）】＜資料3_参照＞

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等（給特法）の改正により、学校における働き方改革の推進として、教員の業務量の適切な管理や健康確保のための措置を計画的に実施することが求められることとなった。これに伴い、省令や指針の改正を踏まえて、教育委員会として計画を策定する必要がある。

計画の策定にあたり、地域の実情に応じた業務の見直しについて優先度を整理し、計画的に反映していくことが求められている。また、学校においては、学校運営協議会等での議論を経て優先順位を定め、各校の実情に応じて運用していくことになる。

改正法は一部を除き令和8年4月1日から施行される予定であり、現在、本市でも施行に向けて業務管理及び健康確保措置に関する実施計画の作成を進めている。さらに、計画内容や実施状況については総合教育会議への報告が義務付けられているため、令和8年度の総合教育会議において報告する予定である。

【意見要旨】

▼ 教育委員会

突然施行されるとの説明があったが、事務局には事前に国から何らかの情報提供があったのか確認したい。

▼ 事務局（教育委員会）

国から事前に情報提供はあり、計画の雛形も示されている。現在、近隣自治体でもまだ策定していない状況と聞いているため、情報交換をしながら作成していく必要があると考えている。

▼ 教育委員会

この計画は内容的に簡単に作成できるものではないと感じる。

▼ 事務局（教育委員会）

9ページ程度の書式が示されているため、それに沿って作成できるよう努力していきたい。

▼ 教育委員会

教職調整額を4%から10%へ段階的に引き上げることについて、何かコメントがあったのか確認したい。

▼ 教育委員会

施行期日については、計画の策定と組織的な学校運営及び指導の推進に関する事項が来年度4月1日から施行されると理解している。主務教諭の配置については、愛知県ではすぐに設置することは難しく、令和8年度からの導入は困難であり今後の課題になると聞いている。

また、教職調整額については、既に今年度から1%引き上げられており、毎年1%ずつ引き上げていくと理解している。現時点で国から示されている情報では上限は10%であり、あわせて学級担任加算についても施行されている状況であると理解している。

(2) その他事務連絡

▼ 事務局（市）

長時間にわたり協議いただき感謝する。

令和7年度の総合教育会議は、原則として今回が最後になる見込みである。来年度以降の開催時期については、教育委員会事務局と調整したうえで改めて案内する予定である。

本日の会議はこれで終了とする。